

7 市町の優遇制度②（市町税に係る制度）

区分	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
市町名	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
下関市	<p>○取得及び賃借に要する費用</p> <p>①製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業 50,000(中小企業 3,000)</p> <p>②植物工場、データセンター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、医療に附帯するサービス業、その他の保健衛生 10,000 (中小企業 3,000) (中小企業 1,000以上3,000未満)</p>	—	事業所設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額 (限度額1億円/年)	3年度間
	<p>①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧豊田町並びに旧豊北町地域適用</p>	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの</p>	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法)	固定資産税の一定割合	3年度間
宇部市	30,000 (中小企業 5,000)	—	○設置奨励金 (再掲) ○従業員住宅新設奨励金(再掲)	固定資産税相当額	3年度間
	<p>①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧楠町地域適用</p>	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの</p>	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法)	固定資産税の一定割合	3年度間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
山口市	立地場所、業種により異なります (本文P18～20参照)	立地場所、業種により 異なります (P18～20参照)	立地奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年間 (最大5年)
	※重点立地促進分野の研究開発施設 の場合 1,000	3人以上 (うち1人は研究者 であることが必要)		固定資産税相当額	5年間 (最大7年)
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100 (再掲)	固定資産税の 一定割合	3年間
萩市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地方再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
防府市 (1/2)	準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者 30,000 (中小企業 5,000)	○新規・増設 …新規雇用 5 (中小企業 2) ○移転 …常勤従業員 10 (中小企業 5)	工場等設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年度間
	商業地域に事業所を新設・増設・移転する事業者 10,000 (中小企業 2,000)	新規雇用 5 (中小企業 2)	事業所等設置 奨励金 (再掲)	○新設・増設 …固定資産税相当額 ○移転…〃の50% ※いずれも3年度間の合計額は1億円を限度	3年度間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
防府市 (2/2)	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの</p>	<p>新規雇用 10 (中小企業 5)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	<p>3年度間</p>
下松市	<p>製造業 20,000 (中小企業 3,000)</p>	<p>常時雇用 20 (中小企業 7)</p>	<p>工場設置奨励金 (再掲)</p>	<p>○固定資産税のうち家屋と償却資産に係る税相当額(限度額1億円)</p>	<p>3年間</p>
	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの</p>	<p>新規雇用 10 (中小企業 5)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	<p>3年間</p>
岩国市	<p>①製造業、電気・ガス・熱供給水道業、運輸業、郵便業 50,000 (中小企業 2,000)</p> <p>②情報通信業等の非製造業 10,000 (中小企業 2,000)</p> <p>③岩国空港に関連する事業所 30,000 (中小企業 1,000)</p> <p>※条件免除 新規創業者及びアーケード負担金を伴う店舗・事務所を借りる場合 岩国空港の開港に関連し、業種の要件を満たし事業所を借りる場合</p>	<p>新規雇用 10 (中小企業 5)</p> <p>新規雇用 5 (中小企業 2)</p> <p>新規雇用 5 (中小企業 3)</p> <p>※条件免除 同左</p>	<p>事業所等設置奨励金 (再掲)</p>	<p>固定資産税及び都市計画税相当額 (限度額1.5億円/年)</p>	<p>3年間</p>
	<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>特定業務施設の用に供する資産取得額 3,800 (中小企業 1,900)</p>	<p>新規雇用 10 (中小企業 5)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100</p> <p>【拡張型】 初年度 0/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	<p>3年度間</p>

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
光市	20,000 (中小企業 2,000小規模企業者 1,000)	新規雇用 10 (中小企業 3) (小規模企業者1)	事業所設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額	3年間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年間
長門市	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
柳井市	製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産で、一定の条件を満たし、取得価額の合計額が500万円を超えるもの(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)	—	不均一課税 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 (半島振興法)	固定資産税の一定割合 (限度額1億円)	3年度間
	①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超 ※旧大島町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
美祢市	50,000 (中小企業 5,000) (市内地元中小企業 3,000)	新規雇用 15 (中小企業5) (市内地元中小企業3) ※市外事業所からの配置転換者を含む	課税免除	固定資産税額の範囲内及び都市計画税	3年度間
	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	-	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年間
周南市	1. 本社機能移転等促進補助金交付要綱に基づく制度 ※本社機能業務を新設・拡充・移転する者が対象 大企業 2,000(1,000) 中小企業 1,000 (500) ※投下固定資産の額のうち建物・償却資産取得額合計が()内の金額以上であること	新規雇用 10 (中小企業 5)	本社建物等整備奨励補助金(再掲)	固定資産税相当額 ・大企業 2分の1 ・中小企業 全額	・大企業 2年間 ・中小企業 3年間
	2. 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく制度 ※地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型・拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の一定割合	3年度間

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
山陽小野 田市	30,000 (中小企業5,000)	新規雇用 10 (中小企業 5) ※工場増設の場合	工場設置奨励金 (再掲) 従業員住宅新設 奨励金 (再掲)	固定資産税額の一部 相当額	3年 間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型・拡充型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	固定資産税の 一定割合	3年 間
周防大島 町	①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年 間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の 一定割合	3年 間
和木町	50,000 (中小企業 5,000)	新規雇用 25 (中小企業 2)	工場設置奨励金 (再掲)	固定資産税相当額 ※3年度間の合計額は 1億円を限度	3年 間
上関町	①製造の事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年 間
田布施町	5,000 (うち建物及び償却資産分 2,000)	— (増設の場合は5 移転の場合は1)	企業立地奨励金 (再掲)	固定資産税額の 範囲内	3年 間 (特認事例 は5年間)

区分 市町名	制度の内容				
	適用基準		事項	範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
平生町	①製造の事業、旅館業、情報サービス業 ②資本金 ・1,000万円以下 500 ・1,000万円超～5,000万円以下 1,000 ・5,000万円超 2,000	—	〔不均一課税〕 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 (半島振興法)	固定資産税	3年間
	地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、平成30年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過する日までの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800(中小企業1,900)以上のもの	新規雇用 10 (中小企業 5)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.07/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.07/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年間
阿武町	1,500	5	課税免除	固定資産税 ◇上限なし	当初3年間
				固定資産税の1/2 ◇上限なし	以降2年間
	①製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税 ◇上限なし	3年間

当制度のお問い合わせは、各市町担当部課へ